

令和6年度 第4回 高知市自立支援協議会

令和7年3月4日(火) 18時30分～20時30分

総合あんしんセンター 3階大会議室

1 開会

開会挨拶

資料確認

2 報告・協議事項

高齢者障害者虐待予防ネットワーク会議の委員推薦について，土門会長が選任される。

令和6年度 各検討会活動報告

- ・相談支援検討会
- ・就労検討会
- ・発達障害者支援検討会
- ・児童発達支援管理責任者検討会

3 その他

4 閉会

(会長)

「令和6年度 相談支援検討会活動報告」を委員に依頼した。

(委員)

資料1, 資料5, 資料6に基づいて説明。

資料6の相談支援検討会で出た意見として、こうちあったかパーキング制度のように訪問事業所で車両のルームミラーに許可証をかけて、公共施設や学校、病院、スーパーなどに協力してもらい、駐車許可をもらうキャンペーンや地域やコミュニティに駐車場利用を共有する仕組みを作っていけたらどうか。訪問時に駐車場を必要とする事業者に駐車利用証の販売をして普及キャンペーン手続きに必要な経費に充当できないか。高知県内で PECS などの研修を継続開催できないかという意見があった。

(会長)

「令和6年度 就労検討会活動報告」を委員に依頼した。

(委員)

資料2, 資料5, 資料6, 別紙資料に基づいて説明。

資料2のサビ管ネットワーク検討会で事業所同士の見学や事例検討以外に自転車の交通ルールが変わったため、自転車で来られる方に向けた交通ルール教室の開催を予定していることの報告があった。

(会長)

「令和6年度 発達障害者支援検討会活動報告」を発達障害者支援検討会委員に依頼した。

(発達障害者支援検討会長)

資料3, 資料5, 資料6に基づいて説明。

資料3の地域活動支援センターの活動報告会の参加者は事務局を除いて38名の参加であったことの報告があった。

(会長)

「令和6年度 児童発達支援管理責任者検討会活動報告」を委員に依頼した。

(委員)

資料4, 資料5, 資料6に基づいて説明。

資料4の第4回児童発達支援管理責任者研修会では、保育所等訪問支援と放課後等デイ

サービスが事例を通して学校、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスがそれぞれどのように連携するか事例を通して検討する予定と報告があった。

(会長)

ありがとうございました。4つの検討会から報告いただきました。これから委員より資料6がメインになってくると思うが、検討いただきたい事項について意見をいただきたい。また、報告を聞いて疑問に思ったことがあれば一緒に発言していただきたい。

(副会長)

それぞれの報告ありがとうございました。いろいろと丁寧にされているなという感想もあった。資料6の相談支援検討会の2段目のところにペクスのことが書かれているが、委員よりこのあたりについて意見があればお願いしたい。

(委員)

ペクスに限定するか別にして、視覚を活用した情報交換、コミュニケーションをとる事が障がいのある人、その発達障害といわれる子どもさんだけではなくて、どの子どもさんにとっても役に立つ。ペクスという一つのやり方、システムはあるが、それに限らず資料6にも書かれている絵カードを活用することは特別支援教育と言われるフィールドでは、最初に活用を検討する支援策だというふうに理解をしている。

例えば本校は知的障害のある子どもさんのための特別支援学校ですが、ペクスとかティーチという特定のやり方を導入してやっているわけではない。実際にその子どもさんにとって最も抵抗少なく、ハードル低くコミュニケーションができるやり方を子どもさんの様子から私たち支援者の方が教えてもらいたいというスタンスで子どもと向き合いたいと願っている。その時はやはり視覚を活用したやり方は間違いなく有効になると思っている。

視覚によるコミュニケーションが返ってマイナスに働くっていうことは考えられない。いらなくなるという可能性はあると思うが、その際はフェードアウトすればいいと思う。まず、第一選択として継続して支援の方法の1つに入れていくことは必須という言葉で表現していいと思う。

今のいただいたバトンに外れるかもしれないが、断られる、使って欲しいが何をしても受け入れていただけない話もあったが、その理由は何なのか。特別な理由があるか。

(委員)

委員からの質問で的を射た内容になるかわからないが、視覚支援を断られる、また避けられているという感覚で少し話させていただくと、生活介護事業所や就労継続支援B型へ通うときに、それだけの支援量の方が来られると支援のマンパワーが足りない、そのツールはどうやって作るの、そのツールってどのタイミングで出すのとすごくハードルが高いよう

に思われている。

引継ぎや担当者会でもいろいろなツールを渡すことができると伝えても、「それをうちで使うにはね」という形で、「じゃあ実習はウチじゃないのではないか」という実習評価をいただいたりするので、視覚支援を公式なものとして訴えていきたいということで今回は自立支援協議会で取り上げさせていただいた。

(会長)

ありがとうございます。

ペクスとかティーチとか特別な名前や形に感じるとは思うが、その合理的配慮ということを見ると、車椅子の方であればスロープをつけましょうというのは合理的配慮として社会一般的に広まっていくわけである。そういった中で障害がある方に視覚支援をしていこうというのも同じようなことだと思うが、なぜそれは広まらないのかと思ったときに専門的な名前がついているとやったことないというふうになると思う。

そうしたときに「視覚支援をしてください」と言い方を変えていくのも良いのかもしれないが、実際に委員も児童の事業所をしているので、児童の現場から見て、そういった支援をしていると思う。それがいかにして、上手くつながっていきけるものなのか。就労系に関してのもやってもらえるものになるのかというご意見があればいただきたい。

(委員)

視覚支援で環境設定は必要と思う。実際、視覚提示も支援の中でやったり、環境設定もやったりするが、学校で全く同じように使えるかというところ、そうはならない。環境も違うし、使い勝手も違うところがあるので、事業所の環境と誰がどういうふうに使うというところをしっかりと確認した上で、学校の先生だったり、環境であつたりがどういう状況かを確認した上で伝えなければならない。業務的に先生も大変だと思う。

支援の場で環境設定をしっかりと整えて、その子に合わせた形ではできるが、実際に学校とはそうじゃないと思うので、しっかりと学校の方もデイもアセスメントをした上での伝え方をしっかりとしていかないと難しいところはあると思う。

そこは、次につなぐ就労の方も実際どういう環境かをしっかりと把握して伝えないと、そこは難しいところもある。デイでこういうふうになっているからこうしてくださいではなかなかうまくいかないと思う。

(会長)

ありがとうございます。委員が言うように使う環境が学校という場面、限られた場所だと、使い勝手のいいものに成長していくのかもしれない。ただそれがイレギュラーなことが多いような社会に出たときになってくるとそれが100%うまくいくということではない。

これは、環境に応じて変化をさせていく必要性があるというところである。

その変化をさせていくにも、誰がそういったものを見て、助言をしてもらえるのか大切になってくると思う。その辺についてご意見等あればいただきたい。

また、今回委員から就労の方に連れて行った時にその支援はできませんと言われたというところであるので、就労検討会の会長より、実際にどうなのかご意見をいただき、こうすればできるのではないかという意見もいただきたい。

(委員)

就労事業所の中でも事業所ごとに受け入れ方はバラつきがあると思っている。

当事業所でも場面緘黙の方も利用しているし、コミュニケーションがなかなか言葉でとれない方も他にもいる。その中で、大事なはその方の意思を汲むためのツールだと思うので、意思決定であるとか、本人の意思疎通を図るためのものを使っていくスタンスとして受け止めて、こちら側で工夫して使うところを譲歩して考えていくことは就労支援事業所も必要と思っているところである。

当事業所で行くと、場面緘黙の方は筆談や手話を職員の方で張り出して、この手話をやっていただいて貴方の意思を教えてと掲示して指をさして、教えてくれるパターンもあった。

そこまでできない事業者や流れ作業で時間管理されているところは難しいと思うが、どこまでそれを事業所側と一緒に考えられるか。目的としては意思決定、意思を確認していくことをこちら側はしなければならないと思うので、使えるツールがあるという考え方で、就労支援事業所の方もやっていけると今後広がりも出てくると思った。

(会長)

ありがとうございました。この課題は答えがないと思うが、いろいろな考え方や場面で試しながらやらなければならないと思う。実際、相談支援検討会から出てきているので相談支援専門員も、実際にペクスやティーチの理解、それに附随していく視覚支援のあり方についても、上手に相手側に伝えることも大切になる。

幼少期から児童発達から受け継いできたもの、学校にいつて学校から受け継いできたもの、それらすべてを網羅しているものが、サポートファイルに閉じられている。そういったものを活用すればうまく使えるようになると思う。うまくまとめられないが、1つのことで話が続けていけいけないので。

(委員)

ここ説明させていただいていいですか。

(会長)

わかりました。委員より説明したいことがあるということなので、お願いします。

(委員)

議題が長くなったので補足をさせていただく。

このペクスの研修はオンラインで非常に盛んにされているが、いかに使うか、渡す、受け取るというのが1つの技法であって、繊細な研修でオンラインよりは直接やった方が良いという声が非常に高い。

その研修を開くにいくらかかるか調べた。ピラミッド教育コンサルタントオブジャパンという尼崎の企業がペクスの普及活動、学習、研修をしている。諸々の講師料、レジュメ、出張費込みで665,000円以内に収まる。

本来高知県からこれまで近隣で開催されている岡山まで行く交通費と宿泊費除く2日間の研修で受講費が36,000円かかることを受講した方から聞いている。高知市でその受講料を20,000円で受けられるとしたら、魅力的かと聞くと、いろいろな支援者がそれなら受けたいと言う。なかなか事業所に県外の出張費・研修費を出してと言えないし、自費では足が遠のくけれども、高知市内・県内で開催するなら受けたいという声は実際受けている。

ただし、この研修は一人講師と距離感が必要なので、40名定員と天井が決まっている。受講者から1人20,000円で徴収すれば800,000円ですし、受講料17,000円でやれば580,000円。税金を投入するのではなく受講料で講師1人のみ集めるかというところで高知市に協力をお願いできたらということで提案させていただく。

(会長)

意外と高いですね。

(委員)

高いととるか。

(会長)

県外から講師を呼ぶことはいいことだと思う。個人的な考えにはなるが、高知市の自立支援協議会の中でないなら構わないが、高知市にそれができる人間がいるか疑問で、そういった障害のある方たちに関しての支援は、どうなっているか考えてしまう。まず高知市内に、その研修を受けた方がいるのであれば、その方を勉強会に呼ぶのでもよいのではないかとというのが個人的な意見である。

(委員)

そういうのは受講したら駄目というルールがあって、だいたい上のランクに行かなければいけない。

(会長)

わかりました。ということです。

他の委員より他の議題についてあれば、お願いしたい。

(委員)

学校から社会へという話が多かったように思う。

以前から特別支援学校とか特別支援学級がある学校は相談支援の職員が、駐在することができないか思っていた。僕らの時代に介護士はいなくて、その内制度が変わって、ヘルパーが駐在するようになった。今、学校の先生が進路指導は兼務されているが実際は本職ではない。就職とか生活に対応できる職員が教育委員会にいてもいいのではないかと思う。もっと特別に言うと事業所が併設できるっていうのが理想と思っている。官庁を超えて、同じ施設の中にあればいいと個人的に非常に思っている。

どこに目標や希望をおくのかも大事なので、福祉就労でいいという方と、絶対一般就労するという方もいる。その部分がどうやって選別するか非常に難しいと思う。

(会長)

ありがとうございました。考え及ばないところに意見をいただいた。学校の中に、相談支援の人がいた方がいいという話であるが、委員はいかがか。

(委員)

それは専門の方がいてくださったらそれに越したことはないと思う。

例えば本校であれば進路担当、専ら進路支援を担当する教員は置いているが、やはり教員なので、校内でそのポジションについてから、学ぶとまでは言わないが、それは教員がやっている進路支援の枠を出ることはできない。やはり餅は餅屋という考え方は本当にその通りだと思う。

教員の働き方改革が言われているが、進路支援もしなければいけない。いじめの対応や保護者とのコミュニケーションも抜きなくやっていかなければならない。委員から発言があった、教授行為が教員の本来の仕事以外にやることが本当にありすぎてできない。大変になってくるとというのが一番のベースだと自分は考えているので専門職員が校内にいれば理想系だと思う。

ただ一方でそれがなかなかできない現実があって、連携ということが言われるわけだが、連携ということはやっぱり、相互に独立しているということの裏返しでもある。

話の中でも学校に一人でもなくてせめて教育委員会の中にとという提案の趣旨も含まれていたと聞いた。県立学校では、就労促進員か支援員という職名の職員がいたと思う。

私たち市立なので、そういう方はいないので詳しくないが、専門に従事している方がより近くでできれば、望ましいと思う。

(委員)

自分は障害児分野の師の方が言われました。切れ目のない支援を引き継ぐためには相談支援でなくて、他のサービスの職員がオーダーメイドでやってきた支援をある一定期間、高校卒業後派遣などして、こういうツールの使い方をすれば、この利用者さんは上手く作業できる、こういうスケジュールがあればうまく 1 日の把握ができるっていうことを引継ぎが短時間でなくて一定期間、者の年齢に達したとしてもそこを何か制度的に放デイ職員がそこに出向して教えられる。また、そこが何かしら加算に繋がるものがあるべきだと、その方は言っていた。

(会長)

すごくいい意見ではあると思うが、実際に相談支援専門員が学校にいるという体をとるときに引っかかると思われるのが、実際計画相談をしていなければ、相談支援専門員の更新ができなくなってしまうというふうに今なっている。

それをどうクリアしていくか考えたときに、相談支援検討会が事務局とも話をしながら輪番制をとることや客観性が担保できるかなど、相談支援検討会が検討してどういうやり方があるか提示してもらった方がいいと思う。お金の出どころもあると思うので、また検討会の方で協議していただけたらと思います。他にいろいろと議題がでていますが委員はいかがか。全員あてていきます。

(委員)

児童の方はわからないが、相談支援を置くことはなかなか相談支援専門員として仕事をする時間はないのかなと思う。それに代わるものとしたら一般の学校とかでスクールソーシャルワーカーがいるので、先生方が教えることにできるだけ専念するようにするとしたら別の意味で福祉的な職員が入るっていうのもあるのかなと思う。すいません私の知識ではそれぐらいしか思いつきませんでした。

(会長)

それだけでなくていいですよ。送迎とか駐車場問題とか。

(委員)

駐車場問題は確かにあります。ヘルパーの調整をするときに、駐車場がありません、ないならいけませんと言われることがある。それでこそバイクで動いているところをいくつか押さえて、そこをお願いするのもある。

訪問看護はどうしているかというたぶん単価が違うので、近くの月極を借りている。

たぶんそれは福祉分野にあわないとしたら、軒先をお借りするかというようなところかなと。となれば先ほど提示されたような、カードを使って店舗に協力を得るであったりとか、

警察に路上での駐車を願い出るであったりとかそういった働きかけが必要かなと思います。

(会長)

ありがとうございます。

送迎、駐車場問題に関しては障害だけでなく、高齢の方でもヘルパーを使われたりとか、医師や看護師が来たりということがあられると思う。そういった部分では同じように困っていると受け取れるので、実際に障害で困っているが高齢ではどうなっているか、数的にどうか調べるのもいいと思う。

あったかパーキングについても行政の方がどこまで緩められるというか、どっちに使うといいものか事務局の方に確認しながらやっていかなければならないだろう。

福祉分野の職員とかヘルパーが、あったかパーキングを使うことによって、かなりの台数が取られるのではないかな。必要な人かもしれないが、そこに停めたい当事者の方がいた場合に車が停められないという問題もあるので、そこをどう解決していくかも考えないといけない。

(委員)

私がかつて病院で訪問看護をしていた時は、警察へ毎年1回事務員の方が届出をしていたという事があります。元々は高齢者の支援用だということだけでも訪問看護も一応適用できるという事で、訪問するエリア毎の警察署に届出をするということがあった。

ただ、訪問看護は時間が30分以内と短い。今やっているかわからないが、今やっていないとしても警察署への働きかけは一つやってもいいと思う。

(会長)

委員がヘルパー事業所を経営されているので、駐車場問題についてはいかがか。

(委員)

やっぱりありますね。公安委員会がすごく厳しくなった。僕らが始めた17、18年前は、駐車除外指定というのがあった。当時は公安委員会に出すと意外にすんなりとれる時代があった。法定駐車禁止場所はダメだが。通常の禁止場所では使える。いわゆる駐禁除外車両。最近厳しくて、近くに駐車場があったらそれを使ってと言われる。

だから、あるときから僕は申請しなくなった。2年、3年ぐらいの周期で申請しなくてはいけないので、その部分はあるし、ヘルパーもどうしてもバイクが嫌だという方が中にはいるので、どうしても車移動になってしまう。距離も意外に遠く、車の方が安全だということがあるので、大変利用者さんには申し訳ない。

また、特に同行援護とかガイドヘルパーとかは家から出なくてはいけないので、長い時間になってしまうこともある。僕らは小規模な事業所なので、よくお断りして申し訳ないと思

うが、ヘルパーも皆さんご承知のように人出不足。本当に求人を出してもヘルパーさんって意外と来なくて、たぶん時間が決まっていないというのが嫌だと言う人もいるようだ。逆に、それがいいという人もいる。拘束時間が長いのが嫌だという人もいる。ヘルパーを志したときのイメージというのが、ものすごく大事なのではないかと僕は思う。

僕は当事者なので、いっぱいサービスしてくださいというのはどうしても思ってしまうが、仲間もいます。ただ、ヘルパーさんにも生活といえる権利があるのではないかと思っている。その部分は、利用者さんと僕ら事業所との折り合いというか、皆さんの考え方と折り合いというのを、今後つけないと、どんどん障害の人たちは重度化していくような傾向もある。四六時中、誰かが、ヘルパーが、指導員が入って行かなければならない時代が来ると思う。そのときにどれだけ人材を確保できるかが心配である。

(会長)

ありがとうございます。人材や駐車場は難しい問題だと思う。ここで考えられるのは市の持っている建物が点在していると思うが、そういったものを、そのときだけ、1時間だけ駐車できるかは市役所に聞きながら使えるものは使っていく。その中で、市の建物が点在はしているけれども、ピンポイントではないというところがあるので、そのときにどのような代替案があるか考えると、病院や学校も点在している。そういったものが連携、協力しながらカバーできたらよいと思う。そういったところも今後検討材料として考えていただけたらよいと思うが、いかがでしょうか。

駐車場の問題に限らず他のこともあがっていますが、他の委員からも意見等ありますか。

(委員)

就労検討会から出ていた福祉就労フェアという形のやつですが、一昨年相談支援と特別支援学校の先生との交流会の中で神奈川からこられた先生が言っていたのは、神奈川では、そういう就労と障害者の福祉現場と特別支援学校、また地域の方、現在就労されている方が一同に集まって、情報交換している。また、「事業者のこれが売りだよ」、「こういう支援ができるからうちにおいでよ」という形でリクルー的な動きをすることが、他の就労事業者同士のスキルアップやそういった支援が広がっていく形で活性化されたと聞いた。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見等がありますか。

(副会長)

発達障害者支援検討会からの課題抽出のところに関して、障害者相談センターからご意見等があればと思ったのですがいかがでしょうか。

(障害者相談センター)

発達障害者支援検討会の部分で、障害者相談センターでは毎日受けた相談を月報という形で、障害種別で13項目の記録を取っている。発達障害者支援検討会長の発言にあったように、発達障害が精神障害者手帳に含まれている。純粹に発達障害が、ベースにあるだろうという方も、精神障害者として取り扱われているところもある。具体的に発達障害の診断を受けた方が何に困っているかが、本当に雲をつかむという感じであると思っている。

この資料の分で私が障害者相談センターで1年間抽出したが、本当に大変だった。ベースに発達障害があるのに精神疾患の診断が出ている方もいるため、一番身近な相談窓口である障害者相談センターがキャッチできたらということで、この内容になった。

(発達障害者支援検討会長)

障害者相談センターから先ほど言っていたように、令和5年度の分をとりあえず試算していただいて、その中で、発達障害者は何でカウントするかというところになった。今回の試算の中では、発達障害、精神障害のカウントの違いは、手帳申請中、診断書の各障害証明は、発達に分類するような形で試算をしてもらったが、ここも曖昧で検討会の中でも何をもって発達障害とするのか、その基礎疾患のベースに発達障害になり得る疾患があるかどうかという話題も出た。やはりそういう特性によって困り感を抱えている人達全員を対象にするべきじゃないかとなって、検討会の方では困り感がある人を対象にすると決まった。ただ、それはファジーな枠組みになってしまって集計しにくい類型になってしまうかなと思っているところである。

もう一点、その分類だけでなく、個別のケースを拾うっていうことは障害者相談センターの方では難しいのか。

(障害者相談センター)

正直言うと難しいと今のところは感じている。手分けして皆でやっていかないと障害者相談センターの各職員の感じ方でズレてくる可能性があると思う。統一したものを作ったうえで判断してやっていくしかない。もし個別支援についてもその方の特性という形になると膨大な数になるので、すぐに取組むということは時間をいただくことになると思う。

(会長)

発達障害者支援検討会から課題の抽出について数字が拾えないかという意見があった。拾いづらさがあるからできないというわけではなく、それを拾いやすくするためどうしたらいいのかというところを検討するのがこの場所であると思う。抽出してもらいたいものがあるのであれば、検討会の方からもう少しこのことについて拾って欲しいというのをやったほうがいいのかもしれない。

なので、障害者相談センターもこのようにしたら数字が拾えるというものがあつたらいい

いのではないか。

検討会も、こういう目的で、このことについていただきたいという意見が合致して拾えるものだと思う。検討会からはこのこと、この数字について拾って欲しい、障害者相談センターも、こういったものが拾えるというものを出示してもらえたらと思う。次回までに少しその辺を宿題にさせていただけたらよいと思いますが、よろしいですか。

まだアドバイスをいただいていないところもありますが、他の委員さん意見ありますか。

(副会長)

児童発達支援管理責任者検討会の 2 つ目に書いていただいている地域の居場所というところと資源をどうするかというところに関しては、今年度も一緒に動いた事例がある。高知市社協の地域福祉コーディネーターや地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが資源の方はわかるが、もう少しどんな場所があればいいのかという具体的なところを教えていただきたい。こんなニーズを聞いているとか、そのいった内容を教えていただきたい。

(委員)

居場所について地域支援コーディネーターの方と意見交換ができたことで、新しい視点が広がってきた。引き続きコーディネーターの方と交流や意見交換が出来たらいいと思う。

居場所に関してだが、本人がそこで過ごせることが第一であるが、小学校になるべく戻っていくのであれば、小学校の近くで過ごせるところや、学校の先生とかと一緒に協力しながら何かできる場所とかいうところがあってもいいのではないかと考えている。地域支援コーディネーター、地域共生社会推進課、障害者相談支援センターの方々と一緒に秦地区の方に今かかわりを持っている。小学校のスクールソーシャルワーカーの先生とも一緒に話す機会があった。

不登校のお子さんは学校にも行けなくて、家にも来てほしくないとなった時に、公園でしかすごせないとなったときに、実際どういったところがあるだろうかとの話になった。そこでは、当事業所の放デイを使ってもらって構わないと話をしたが、放デイや学校以外で屋外ではなくてどこかゆっくり過ごせる場所がもしあれば1つの資源になるのではないかと考えている。

(副会長)

具体的なことを教えてくださってありがとうございます。

地区は控えさせていただくが、小学校のサポートルームを活用されている方が、地域の子育てサロンに行って交流している地区もある。その子育てサロンになると、生まれてすぐの1歳ぐらいまでのお子さんとお母さんが来たりするのが主であるが、地域住民の方がすごく地域の子供を大事にしたいという思いがものすごくあって、地域の子供はやっぱ地域で育てていきたいという思いが非常に多い。子育てサロンとかも地域資源の1つとしてと

らえていただけたらいいなと思う。ぜひ今専門職の方々がこんな場所があればいいなと思っていることを、教えていただきたいと思っているので、そういうことも自立支援協議会にも提案いただきながら、一緒に検討できたらいいと思っている。

他の委員からも地域にこんな場所があったらいいなということがあれば、また意見を出していただきたいのでよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。

いろいろな地域があるので、社協のコミュニティソーシャルワーカーと一緒に取り組んでいけたらいいと思う。障害者相談センターに関しても、地域に根づいてやられているので、社協が知らない情報を持っているかもしれない。各々のいる場所においても、知っている資源はある。それを集約できるような場所があったら一番いいと思う。それがリコネットに少し載っていると思うので、リコネットの活用も今後できるかもしれない。どこまでの情報載せられるかわからないが、1つのところに集約するということではリコネットの活用はいいのではないか。

他の委員からアイデアや意見等はあるか。

(委員)

今会長から、リコネットの活用が言われていた。ここに来る前に他県の取組を調べて、岡山市自立支援協議会が作っている「え〜んじゃネット」というホームページがあって、そこがすごくわかりやすく整理されている。

ネットで今いろいろな情報を確認していく人が多いと思う。見ていただくとシンプルなメニューが並んでいて、事業所を探すをクリックすると、子どもの居場所や働きたいといった項目がシンプルにわかりやすく載っていて情報の誘導がわかりやすくされている。

地域の課題も載っていて、自分で好きな場所に行きたいという移動に関してのものや、いくつかジャンルがある。移動に関して自由に行くときに送迎してほしいという内容の横にいいねボタンがついていてそれをクリックすると、自分のいいねしたものがカウントされるようになっていて、地域の方の意見を吸い上げられるような仕組みになっている。ネット活用の仕方というのは今後検討していく必要があると思う。

(会長)

「え〜んじゃネット」というのは、岡山市の方がしているということだが、主体は行政と民間どちらがしているのか。

(委員)

自立支援協議会が作っているということなので、自立支援協議会が母体としての活動や

取組だと思う。

(会長)

1つのことを集約しようとしたときに県外の自立支援協議会がそのようなことをやっているというところでは、高知市でもできないことはないと思ったが、これも1つの案だと思うので、皆様の記憶に置いていただけたらと思う。

(委員)

児童発達支援管理責任者検討会から出させてもらった強度行動障害の方の対応に関してですが、強度行動障害の基礎研修と実践研修はあるが、それをさらにスキルアップするための研修情報を知らない。実際そのような研修があるのか。児童分野だけでは解決するのは難しいので、他の検討会や学校と協力しながらできそうな勉強会や研修が可能なのか意見やアドバイスをいただきたい。

(会長)

学校で教職員に対して、強度行動障害に関して何か研修会があるのか。研修があれば外部からの参加が可能なのか委員に確認したい。

(委員)

強度行動障害の状態にある子どもさんの対応は、特別支援学校の校長会、全国の校長会の中でも、何か有効な事例があったら共有したいという意見が出てくる。学校としての支援も非常に困難が伴っているという実情がある。

本校でも、支援に注力しているが、強度行動障害のある方への支援に限定しての研修メニューは、今のところ教育分野で構えていないと私は承知している。研修があればごめんなさい。ただ、強度行動障害についての学習会や研修会についての情報は届きます。

仮に例えば本校でそういうことに詳しい方をお招きして研修をすることになったときに、子どもにかかわっている関係者の方々に紹介をして、来ていただくことはできるのではないかと思うが、これはあくまで個人的な考えなのではっきり言えないところはある。学校全体としてそれができるといえることは言えない。

(事務局)

類似情報を事務局からお伝えしたい。高知県庁が、強度行動障害者支援者養成研修の基礎と実践を毎年行っている。主に福祉事業所の従業者向けの研修で、それを受講したら加算が取れる等あるが、今年度から特別支援学校の先生もその対象に含めたということを先ほど委員が話していたことだと思うので、行政レベルで学ぶ機会はある。

その研修がものすごいレベルが高い研修ではないかもしれないが、それが福祉分野から

教育現場にも門戸が開かれたというのが1つ。

もう1つ、高知県の自立支援協議会があるが、この3月に強度行動障害部会が発足する予定で、本市からも1人メンバーとして入ることになっている。例えばそこと児童発達支援管理責任者検討会から話があった強行行動障害の方に対する支援については、県の部会の方は子どもに限った話ではないかもしれないが、困り感や予防的な手立てと、現に行動障害がある方たちに事業所や地域で何ができるかという議論の場はあった。そこも県の部会と市の検討会を絡めていくところを市の職員が委員に入るので考えてみたい。

(委員)

学校の先生方が強度行動障害者養成研修、実践研修を受けられるということで、研修の幅が広がるのはいいと思うが、現場の人間で最初の基礎研修を受けるのに何年も県に断られ、次に実践研修を受けるのにさらに応募の人数が制限され、現場の人間が受けたいのには受けられない現状がある。結局どうするかというと、県外の研修を学びに行くため、お金が県外へ出ていってしまう。

この現状はやはり、高知県としてなのか、高知市としてなのか、研修を受ける人間をさびわける必要があるとは思いますが、希望をはじくというところは無くしてもらいたい。これはどこに発信していけばいいのかというもどかしい思いは非常に強く感じている。

(会長)

そのとおりですね。どこに相談したらいいのかとか、はじかれるのはもってのほかですから、高知県は高知家と謳っているわけですから、みんな家族ですよということで、何とか解決できるような方法を考えられたらいいと思う。

自立支援協議会を通じて、何か新しいものが高知市だからこそできた、できること、高知県だからできるものを一步でも先に進めたいと思う。

時間がわずかであるが、1つ就労検討会の報告で少し気になった部分があった。交通ルール教室の開催ということで、就労に限らず、たぶん学校に通う方もすごく大切なことで、校則も変わってヘルメット被りまじょうとかいろいろあるので、実際どのような動きがあるのか。

(事務局)

実は交通ルール教室は絶好の交通ルール教室日と大雨の中、本日開催した。開催状況については参加した障害者相談センターから報告していただけたらと思う。

(障害者相談センター)

今日はサービス管理責任者ネットワーク会議の西部エリア委員5事業所、利用者さんは19名で、高知警察署交通課の方に説明してもらった。

今日、自転車が乗れない状況だったが、実際に事業所近隣の写真を撮って、そのとおり方のルールを提示してくれた。実際にスタンド付きの自転車を使って、傘さし運転、イヤホン、並進、飲んでいるふりをして飲酒運転の実演をしたりして、質問形式もあった。

19名の方でヘルメットをかぶっている方が6名と少ないなか、皆さん活発に質問をされ、標識の意識や去年の11月に法律が厳しくなって捕まるところの罰金について説明を受けて、なかなかいい表情で帰られたと思う。

(会長)

はい、ありがとうございます。今日のことだったんですね。

これはとても大切なことだし、自転車だからって責任がないわけではなくてきた中で、わからなくても何回も繰り返ししながら伝えていく必要がある。命を守ること、自分も守ること、他者を守ることも大切だということで、今回は西部エリアだけだったのか。

(事務局)

今回は西部のサービス管理責任者ネットワーク会議の中で、自転車で通勤する利用者さんが多いというところと交通ルールの改正もあったところで、1度利用者さんに交通ルールを知ってもらう機会をとという話になった。というのも学校在籍中はたぶん1年に1回交通ルール教室があるが、卒業してしまうと一切なくなる。ただ、移動する手段として利用者の皆さんがとらえて、事業所につければ、家に帰ればいいということで、危険な場面を多く見るということが、サービス管理責任者の間で話題に出てきたので、まずは西部エリアで参加しているサービス管理責任者ネットワーク会議の事業所でやってみようということで今回小規模にさせていただいた。

今回は実演しながら、「皆さんこれどこが悪いですかー」って言ったら、皆が「はい」って手を挙げながら言ってくれたり、職員の飲酒運転をするふりを見ながら「あー飲んだらいかん」って指摘をしたりで、皆さん実際の現場で状況を見ながら理解をするという落とし込みができたのではないかな。

今後、事業所を増やしていったり、今回は地域包括支援センターの職員にも来ていただいたので、世代を超えて高齢者の方だったり、自転車に乗られる方も巻き込んでどういう形で広げていくかは要検討だが、もう少し規模を大きくしていけたらなと思っている。

(会長)

すごくいい取組だと思うので、ぜひ今後もその取組を続けてもらえたらと思う。

特に知的障害のある方に関しては、口頭で言っても伝わりにくい部分が説明にあったように、実際に見て、肌で感じて、それが勉強になるというのは本当にいいことだと思う。今後どんどん広めていただきたいと思うので、よろしくお願いいたします。